

平成 30 年度 政府に対する要望決議（案）

一、 東日本大震災では、下水道の管路施設は壊滅的な被害を受けた。

避難所の被災者は仮設トイレを使用することになり、特に女性や高齢者はトイレの使用を避け健康被害をもたらすことになった。今後、南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、ライフライン確保の観点から避難所には浄化槽の設置を義務づけられたい。

一、 一般廃棄物は市町村の固有事務であり、一般廃棄物処理計画を策定する義務が課せられている。その処理計画には、廃棄物の種類別に区域と処理主体が明らかにされていない地域が多く存在し、不十分と言わざるを得ない。一般廃棄物処理計画の策定を指導徹底されたい。

一、 浄化槽の維持管理は、電子化による経時的な管理や一元管理、連携した維持管理が必要であると通知等で示されているが、紙ベースで報告された記録票を役所が確認することはありえず、浄化槽に対する期待が高まっている現在、電子化による報告の統一化を図られたい。

一、 下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法で、合理化事業計画の策定が義務化されているにもかかわらず、合理化事業計画が策定されていないことは、制度実施主体となる自治体にとって極めて重大であることから指導徹底されたい。